



栃木県公報

平成28年
4月28日(木)
号外
第38号

目次

規 則

○栃木県財務規則の一部改正..... 1

規 則

栃木県規則第四十四号

栃木県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年四月二十八日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県財務規則の一部を改正する規則

栃木県財務規則（平成七年栃木県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第百六十七条第一号中「第六条の」を「第六条若しくは第十条第五項の」に、「第七条第一項」を「第七条第一項若しくは第十条第六項」に改める。

第百六十九条第一項中「第十一条」を「第十二条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年五月一日から施行する。

(会計局会計管理課)